# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西条市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

愛媛県西条市長

#### 公表日

令和5年11月10日

[平成31年1月 様式2]

## I 関連情報

1 特定個人情報ファイルを							
・・竹た個人情報ノブリンと	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	母子保健に関する事務						
手	母子保健法の規定に則り、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出の受理、母子健康 手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導を行う。特定個人情報 ファイルは、以下の場合に使用する。						
(2)	①健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、低体重児の届出に関する事務 ②新生児、妊産婦、未熟児等の訪問指導の管理 ③各種集計・統計 ④Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務						
(3)シノステム(1)名称	I、健康管理システム 2、団体内統合宛名システム 3、中間サーバー I. Public Medical Hub(PMH)						
2. 特定個人情報ファイル名							
母子保健ファイル							
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	〒政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の49の項 〒政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条						
4. 情報提供ネットワークシス	ステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢>						
②法令上の根拠 ②法令上の根拠 (では、) (では ) (では	情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の56の2の項及び69の2の項 テ政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第30条及び第38条の3 情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の69の2の項 テ政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第38条の3						
5. 評価実施機関における担	旦 <b>当部署</b>						
①部署	こども健康部 健康医療推進課						
②所属長の役職名 誤	果長						
6. 他の評価実施機関							
なし							
7. 特定個人情報の開示・訂	「正·利用停止請求						
請求先	〒793−8601 西条市明屋敷164番地 西条市役所 総務部 総務課 №0897−56−5151						
8. 特定個人情報ファイルの	取扱いに関する問合せ						
	〒793-0041 西条市神拝甲324番地2 西条市役所 こども健康部 健康医療推進課(西条市中央 保健センター) TE 0897-52-1215						

## Ⅱ しきい値判断項目

	· IF 1371 X F						
1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人未満(任意実施) 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	15年10月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	15年10月1日 時点				
3. 重大事故							
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	]	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価	<b>画の実施が義務付けられる</b>

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	画書の種類					
[ 基礎	項目評価	書 ]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書	及び重	点項目評価書 項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 載されている。	施機関に	ついては、それぞれ፤	重点項目記	平価書又は全項	[目評価書において、	、リスク対	対策の詳細が記
2. 特定個人情報の入手(	情報提供	ŧネットワークシス <del>ラ</del>	テムを通し	た入手を除ぐ	<b>(</b> 。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託				[ ]{	<b>を託しない</b>
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供			是供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	≤の接続		[ ]接網	売しない(入手)	[ ]#	接続しない(提供)
目的外の入手が行われる! スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
7. 特定個人情報の保管・	消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
8. 監査							
実施の有無	[ 0 ]	自己点検	[ ]	内部監査	[ ] 外	部監査	
9. 従業者に対する教育・程	<b>答</b>						
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分に行ってい 3) 十分に行ってい	る	<b>\</b> \$

#### 変更箇所

変更置	<b>叶</b>				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月18日	I3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(以下「番号法」 という。)第9条第1項(利用範囲)別表第一 第 49の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法 律。以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第一の49の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条第1号から第8号までの各号	事後	見直しに伴う修正
平成31年3月18日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二 第26の項・第 56の2の項・第70の項・第67の項	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の56の2の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令(平成26年 内閣府・総務省令第7号)第30条第8号	事後	見直しに伴う修正
平成31年3月18日	I5 ②所属長の役職名	課長 塩崎昭次	課長	事後	見直しに伴う修正
平成31年3月18日	I	平成28年3月31日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点修正
平成31年3月18日	II 2.取扱者数 いつ時点の計数 か	平成28年3月31日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点修正
平成31年3月18日	Ⅳ リスク対策			事後	評価書の様式の一部改正に よる、新規記載
令和4年2月10日	I3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法 権。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表 第一の49の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令(平成26年 内閣府・総務省令第5号)第40条第1号から第8 号までの各号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の49の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条	事後	見直しに伴う修正
令和4年2月10日	I 4 ②法令上の根拠	情報提供の根拠] 番号法第19条第7号 別表第二の56の2の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令(平成26年 内閣府・総務省令第7号)第30条第8号	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の56の2の項 及び69の2の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の 主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第7号)第30条及 び第38条の3 (情報服会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の69の2の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の 主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第7号)第38条の 3	事後	見直しに伴う修正
令和4年2月10日	I 5 ①部署	保健福祉部 健康医療推進課	こども健康部 健康医療推進課	事後	見直しに伴う修正
令和4年2月10日	I8 連絡先	〒793-0041 西条市神拝甲324番地2 西 条市役所 保健福祉部 健康医療推進課(西条 市中央保健センター) 160897-52-1215	〒793-0041 西条市神拝甲324番地2 西 条市役所 こども健康部 健康医療推進課(西条 市中央保健センター) 160897-52-1215	事後	見直しに伴う修正
令和4年2月10日	II 1.対象人数 いつ時点の計数 か	平成30年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
	II 2.取扱者数 いつ時点の計数 か	平成28年3月31日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和5年11月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	付、低体重児の届出に関する事務	う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使	事後	デジタル庁が行う実証実験 (PMH) の参加に伴う修正
令和5年11月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1、健康管理システム 2、団体内統合宛名システム 3、中間サーバー	1、健康管理システム 2、団体内統合宛名システム 3、中間サーバー 4. Public Medical Hub (PMH)	事後	デジタル庁が行う実証実験 (PMH)の参加に伴う修正
					i
令和5年11月10日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	デジタル庁が行う実証実験 (PMH)の参加に伴う修正